

令和5年6月21日

〒981-0933

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘 様

東京都千代田区有楽町一丁目6番4号

千代田ビル7階日比谷見附法律事務所

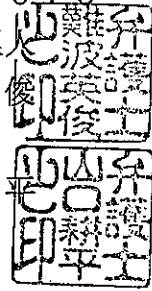
電話 03-3595-2131

FAX 03-3595-2075

株式会社ケイズグループ代理人

弁護士 難波英

弁護士 山口耕



回 答 書

冠省 当職らは、株式会社ケイズグループ（以下「当社」といいます。）の代理人として、次のとおり、貴法人の令和4年11月24日付回答書兼照会書に対し回答いたします。

【照会事項】

整骨院で行われる「頭蓋骨矯正」により、施術を受ける者にはどのような効能・効果がもたらされるのでしょうか（もしくは、どのような効能が期待できるのでしょうか）。

【回答】

- 1 既にお伝えしましたとおり、当社では「頭蓋骨矯正」という表示を用いて不特定多数の顧客を対象とした広告は行っておらず、院内に頭蓋骨矯正と記載した表示を掲示しているにとどまりますので、頭蓋骨矯正の効能・効果を記載した表示はありません。

したがって、施術者が顧客に問診をする際に施術内容として頭蓋骨矯

正が適していると判断したとき、もしくは、患者から頭蓋骨矯正の質問があったときに、顧客に個別的に口頭で施術者の認識として頭蓋骨矯正により求められる効能・効果を伝えることとなります。

このことから照会事項にあります「施術を受ける者にはどのような効能・効果がもたらされる」かについては当社の施術者の認識を回答させていただくこととなります。当社におきましては、不特定多数の顧客に対し問診を経ることなく定型的な効能・効果を告知することはありませんので念のため申し添えます。

- 2 当社での施術は、通常顧客の身体状況に合わせ頭部以外の身体を手技により外力を加え身体の変調を整えていくものです(頭部以外の矯正を「全身矯正」といいます。)。このときの用いられる手技は、圧迫、揉捏(圧力をかけたまま、筋肉を揉みほぐす手技)やストレッチなど数種のものがあります。頭蓋骨矯正における手技も圧迫及び揉捏を用いるものであり、全身矯正と異なることはありません。
- 3 人の頭部には頭蓋骨と頭皮の間に頭筋膜がありますが、これが何らかの原因により硬直するなどしたときは身体に変調をきたし頭痛や不眠などの症状が出る場合があります。

基本的に顧客の症状に応じて行うのは全身矯正ですが、施術者が顧客への問診により把握した症状に照らし頭蓋骨矯正に該当する部位(頭筋膜)に手技を試みれば症状が緩和する可能性があるかと判断したときに、顧客に対し頭蓋骨矯正により身体の変調の改善を図れる可能性がある旨を説明することがあります。当社ではこのように頭蓋骨矯正は全身矯正の補足的追加的施術として顧客に提供しています。したがって、当社の顧客で頭蓋骨矯正の施術のみを受ける方はいません。

頭蓋骨矯正の効能・効果もそれ自体に特有な定型的なものとしてではなく、全身矯正と併せて施術する際に顧客の症状を緩和・改善するものと説明しています。すなわち、頭蓋骨矯正は全身矯正と同様に患者の身体の変調に応じてそれを緩和・改善する手段ですから、顧客にもその旨を説明しています。顧客に対し、問診を実施することなく、頭蓋骨矯正を行うことはありません。また、頭蓋骨矯正に定型的な効能・効果が認められるものとして説明しておりません。頭蓋骨矯正は全身矯正の補足的追加的施術であり、単独で施術することはありません。

以上